

太平洋広域漁業調整委員会  
第18回太平洋南部会議事録

平成22年3月26日

水産庁

1. 開催日時

平成22年3月26日（金）14：30～16：00

2. 開催場所

農林水産省 講堂

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 石原 英司

【都道府県海区互選委員】

千葉 海区 小滝 季儀

東京 海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

静岡 海区 谷澤 輝雄

三重 海区 黒田 耕一郎

徳島 海区 井元 健二

高知 海区 和田 義光

愛媛 海区 佐々木 護

大分 海区 平川 直美

宮崎 海区 宇戸田 定信

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表 石田 洋一

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 清家 一徳

漁業者代表 金井 関一

漁業者代表 鈴木 廣志

漁業者代表 宮本 英之介

学識経験者 山川 卓

学識経験者 高成田 享

#### 4. 議題

- (1) 部会長等の互選について
- (2) 水産資源の状況について
- (3) 資源回復計画について
  - ①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について
  - ②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について
  - ③太平洋南部キンメダイ資源回復計画について
- (4) その他

## 5. 議事内容

### 開 会

○坂本管理課課長補佐 定刻を過ぎましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第18回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち愛知県の吉戸一紀委員、それから和歌山県の海野益生委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数22名のうち定足数である過半数を超える20名の委員の御出席を賜っておりますので、本南部会の事務規程第5条に基づき、本日の部会は成立していることを御報告いたします。

早速ですけれども、議事に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料ですが、議事次第、委員名簿、配席図、それから資料1、資料2、資料3-1、資料4-1、資料5、それから参考ということで、事務規程を配付しております。資料について不足等ございましたら、いつでも事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、参考としてお配りしております本部会の事務規程第3条におきまして、本部会には部会長及び部会長職務代理者を置くことになっております。部会長及び部会長職務代理者が決まりますまでの間は、水産庁管理課の木島資源管理推進室長が仮の議長を務めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（木島資源管理推進室長） 資源管理推進室長の木島でございます。

それでは、仮の議長を務めさせていただきます。本部会の機能及び部会委員でございますけれども、この点につきましては、本日午前に開催されました本委員会におきまして、説明及び選任が行われております。また、委員のごあいさつもいただいておりますので、本部会では委員のごあいさつは省略させていただきます。

それでは、議事に入る前に、事務局から本委員会の委員の構成及び任期等について説明をお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 お手元の名簿を見ていただければおわかりになるんですが、まず都道府県ごとに互選されております委員が12名、それから農林水産大臣が選任いたしました漁業者代表の方が7名、それから学識経験者の方が3名、計22名で構成されるという形になっております。

任期は午前中の委員会で説明したものと同じでございまして、互選委員の皆様におかれましては、平成21年10月1日から4年間、それから大臣選任委員の方は平成22年3月1日から4年間ということになっております。

#### (1) 部会長及び部会長職務代理者選任

○仮議長 それでは、部会長及び部会長職務代理者の互選について、議事に入らせていただきます。参考でお配りしております本部会の事務規程第3条におきまして、部会長及び部会長職務代理者につきましては、委員の互選により選出することになっております。どなたか立候補もしくは推薦される方がおられましたら、御意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮本委員 本委員会は、広域的な資源管理に関する協議を行う場でございますので、中立的な立場の学識経験者委員の方をお願いいたしたいと思っております。よって、部会長には石原委員、職務代理者には山川委員を推薦いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○仮議長 御意見ありがとうございます。ただいまの宮本委員の御提案を皆様にお諮りしたいと思います。部会長を学識経験委員の石原委員、部会長職務代理者を同じく山川委員とすることで、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長 それでは、部会長に石原委員、部会長職務代理者に山川委員をお願いすることといたします。ただいま部会長及び部会長職務代理者が互選されましたので、石原部会長におかれましては、部会長席にお移りいただきたいと思っております。また、以後の議事進行は石原部会長をお願いいたします。

○石原部会長 ただいま委員の互選の中で選出されました石原でございます。午前中の本委員会の会長、そして北部会の部会長で、今回の南部会の部会長ということで、全部おまえと一緒に面倒を見ろということでございますので、喜んで重責を担わせていただきたいと思います。委員の皆様方、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、また私と同時に職務代理者に選出されました山川委員からも、一言ごあいさつをお願いいたします。

○山川部会長職務代理者 部会長職務代理を拝命いたしました山川でございます。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

○石原部会長 山川委員、どうもありがとうございました。

#### 議事録署名人指名

○石原部会長 それでは、時間も迫ってきておりますので早速議事に入らせていただきますが、まず後日まとめられます本委員会の議事録の署名人につきまして選出させていただきます。事務局規程第11条によりまして、会長の私から指名させていただきます。まず、海区互選委員からは高知県の和田義光委員、それから農林水産大臣選任委員からは金井関一委員、このお二方に本日の部会に係ります議事録署名人をお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

#### (2) 水産資源の状況について

○石原部会長 それでは、次の議題(2)でありますけれども、水産資源の状況につきましての議題に入りたいと思います。本部会では、この部会に関係いたします資源回復計画、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の対象魚種でありますトラフグ、シャコ、マアナゴ。それから、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の対象魚種でありますイカナゴ。太平洋南部キンメダイ資源回復計画の対象魚種でありますキンメダイの6種類につきまして、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所の浅海増殖部資源増殖研究室長の堀井さん、そして資源評価部生態特性研究室長の阪地さんから御説明をいただくことにしております。

どうぞお二方、よろしくお願ひ申し上げます。

○堀井中央水産研究所浅海増殖部資源増殖研究室長 中央水産研究所の堀井でございます。私からはトラフグ、シャコ、マアナゴ、イカナゴの4つの魚種系群の資源状態について御説明申し上げ、引き続きキンメダイにつきましては、隣におります阪地から御説明を申し上げたいと思います。失礼ですが、座って説明させていただきます。

事務局で御用意いただいております、資料1の資源評価対象種の資源状態に関する資料をもとに御説明申し上げたいと思います。表紙をめくっていただきますと、トラフグの写真が載っている評価報告書のダイジェスト版がございます。それに沿って御説明申し上げます。

トラフグの伊勢・三河湾系群でございますけれども、伊勢・三河湾周辺から遠州灘において漁獲されるトラフグを一つの系群、伊勢・三河湾系群として資源評価を行わせていただいております。本系群につきましては、産卵場は愛知県の出山周辺と三重県の安乗周辺に形成されるということが知られております。トラフグですけれども、当歳、生まれた年は伊勢・三河湾の中で小型底びき網によって漁獲されます。次第に沖の方に出ていくわけですが、その過程で湾外で操業いたします小型底びき網によって漁獲されます。1歳に成長した段階で、遠州灘周辺で操業しますはえ縄漁業によって漁獲されるという特徴がございます。したがって、0歳～1歳で小型底びき網、1歳以上ではえ縄漁業で漁獲されるという特徴でございます。漁獲量としましては、はえ縄の方が多いという状況でございます。

2枚目の一番上の図をごらんいただければと思いますが、これは1993年以降、2008年までの漁獲量の推移です。はえ縄と小型底びき網を込みにして表示しておりますけれども、このように増減が非常に激しいという状況でございます。1996年ですと100tを切るまで資源が減りましたが、2002年では500tを上回るというように、10倍近くに及ぶ資源変動をしております。なぜこのように資源が大きく変動するかということでございますけれども、2000年と2002年に非常に大きい漁獲量がありますが、これはその前年、1999年と2001年に発生が非常によかったことに伴って、翌年1歳の状態ではえ縄がたくさんとったということでございます。このように、時折発生します卓越年級群と呼ばれている大きな群れによって漁獲が大きく増えることもあるし、減ることもあるということでございます。

現時点での状況でございますけれども、漁獲量を見ていただければわかりますとおり、2006年以降は非常に安定した資源状態でございます。現在、加入尾数——加入尾数というのは、ここでは生まれた年の10月、生後およそ6カ月の時点での資源量を推定しておりますが——およそ30万尾程度ということで、安定した加入がここ数年は行われているという状況でございます。

また、人工種苗の放流が南伊豆栽培漁業センターを中心に非常に熱心に行われておりまして、人工種苗由来の放流魚というものが、先ほど申し上げた30万尾のうち、およそ5万尾程度加入していると考えられております。したがって、現在の安定した資源状態の中では、放流魚がおよそ15%程度を占めているという状況にあります。

資源の利用の状況でございますけれども、2002年以降、この資源回復計画の導入以降でございますが、小型底びき網の漁獲圧というのが若干低減されまして、資源の利用の状況

としてはいい方に転じております。ちょっと難しい言葉でY P Rという、1尾魚がどれだけの大きさになって、平均的にとれてくるかという指標で見ますと、この評価票には載っていないんですが、回復計画の導入前後でY P Rの増大がおよそ15%認められるということから、資源回復計画と種苗放流によってこの資源は現在底支えができていますと私どもはとらえております。

そういうことで、この評価報告書をしたための時点では中位・横ばいという非常に安定した資源でございましたけれども、去年の10月以降の小型底びき網の状態を見ますと、実は非常に悪い状態にあります。加入量は例年の3分の1程度にとどまりそうだとということで、中位・横ばいから減少傾向に転じるのではないかと非常に危惧しておりますが、先ほど申しあげましたように、資源の利用状況自体はいい方に変わってきておりますし、そのように資源が非常に少ないというときには、種苗放流というのが非常に意味を持つということでございますので、来年以降はそういうような資源状態になっていくのではないかと考えております。以上でトラフグの資源状態の説明を終わります。

引き続き、シャコの資源状態について御説明申し上げます。シャコは伊勢・三河湾内で操業いたします小型底びき網を中心に漁獲されております。1枚めくっていただきまして、一番上に漁獲量の推移がございます。棒グラフで示しておりますのが愛知県の漁獲量、黄色の折れ線グラフで示しておりますのが三重県の漁獲量でございます。このように、シャコにつきましては1990年ごろをピークにしまして、ここ十数年、漁獲量としては一貫して減り続けているという状況でございます。そういうことで、資源状態としては非常によろしくないのではないかと想像されるところではあるんですけども、一方で、この資料には直接載っていないんですが、底びき網の操業隻数そのものが減少しているという状況があります。

具体的に、お手持ちの資料にないので申しわけないんですが、例えば三重県の若松地区の小型底びき網の出漁隻数は、1990年ごろには1500隻ぐらいであったものが、直近年では延べ500隻ぐらいに減少しているということで、漁獲量も減少しているのですけれども、努力量も減少しているということで、資源状態だけを考えるとやはりC P U Eで判断するのがよからうということで、1日1隻当たりの漁獲量を見ますと、近年ほぼ横ばいの状態にあるということでございます。したがって、資源状態としては低いことは間違いないのですが、グラフに出ているように減少が引き続き起こっているということではなくて、現在、一番底の状態で横ばいに推移しているのではないかと考えております。



この報告書をしたためましたのが昨年8月～9月という段階で、それ以降、漁業が引き続き行われておりますけれども、シャコにつきましては、昨年貧酸素の影響が少なかったということもあって、若干上向きかげんに推移しているということで、来年は資源状態はこれよりもややよくなった形で御報告できるのではないかと考えております。

続いて、マアナゴについて御説明申し上げます。これは今までの2つの魚種については伊勢・三河湾系群ということで、一つの群れとして御説明申し上げましたが、アナゴにつきましては、実は系群というふうには呼べない状況にあります。と申しますのも、近年、ウナギの産卵場が日本のはるか南の方にあるということで一時話題にもなりましたが、このマアナゴにつきましても、実は日本のはるか南の方に産卵場があるのではないかと想定されておまして、この伊勢・三河湾周辺でとられておりますアナゴにつきましても、伊勢・三河湾の周辺で生まれたものというわけではなくて、遠くで生まれたもののはるか遠くからやってきて、着底して大きくなっていく。そういった資源状態にあるということから、一つの独立した群れとしてはとらえられないのではないかと考えております。

漁業ですが、アナゴかご及び小型底びき網によって、伊勢・三河湾の中で操業されております。漁獲量ですけれども、1枚めくっていただきまして、写真の下のグラフですが、三重県の漁獲量を青で、愛知県の漁獲量を赤で示しております。このように、近年の状況を見ますと、漁獲量そのものはここ数十年減少傾向をたどっていると思われましても、先ほど申し上げましたとおり、実は小型底びき網の努力量そのものがこの間半分～3分の1に低下してしまっているということで、CPUで見ますと、ごく近年はむしろ増加傾向にあると見られております。したがって、漁獲量からはちょっと読み取りづらいところではございますが、私どもとしては、マアナゴの資源状態につきましては、中位の増加傾向と判断させていただいているところでございます。

マアナゴにつきましては、去年10月以降の漁獲状況はややかんばしくないという情報をいただいております。この時点で中位・増加と申し上げておりますが、来年は横ばいになってまいるのではないかと想像しております。

1枚めくっていただきまして、引き続きイカナゴについて御説明申し上げます。イカナゴですけれども、伊勢・三河湾内で船びき網で漁獲されるという種類でございます。もう皆さん御案内のとおり、伊勢・三河湾のイカナゴにつきましては、愛知県と三重県の共同調査及び漁業者の方々の非常な御尽力によりまして、かなり精度が高く効果の高い資源管理が既に行われております。その資源管理につきましては、漁期が始まってすぐ、できる

だけ早い時点でその年の資源状態を判断して、どれだけとったらどれだけのものがとり残せるかというところを計算して、最低限とり残さなければいけない量を決めて操業するという、非常にきめ細かな漁業が行われております。

漁獲の動向ですが、そこの下の方に棒グラフがございますけれども、実は非常にばらつきが大きいといいますか、変動が大きい状況にございまして、高いところでは2万5,000t、低いところでは1,000t程度の漁獲にとどまるというような、非常に大きな変動を示しております。昨年の漁獲量ですが、1,500tをやや上回る程度ということで、ここ20年の漁獲量の中では下から2番目という非常に低い状態に陥っております。したがって、この評価報告書をしたための時点で低位・減少とならざるを得ないんですけれども、2月になりました新しい群れについての漁業が始まっておりますが、現時点では平年並みという漁獲状況にありますので、去年ほど落ち込むようなことはなく、今後順調に漁獲が行われるのではないかなと想定しておるところでございます。

以上、簡単ですが4魚種について私から説明いたしました。

○石原部会長 どうもありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

○阪地中央水産研究所資源評価部生態特性研究室長 中央水研・阪地でございます。

私からは、資料の12ページ、キンメダイについて報告させていただきます。この報告書は千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県の——我々1都4県と呼んでおりますが——1都4県の報告書を中央水研で取りまとめたものでございます。まず、キンメダイの生態ですが、キンメダイは生まれて浮遊生活を経て、海山等の海底付近で生活いたします。これらの中には、着底海域にずっと滞留するものと、標識放流なんかによりましてかなり広域に移動するものが存在することがわかっております。

寿命ですけれども、最大で26歳以上という大変長生きする魚でございます。産卵期は夏でありますので、3歳ぐらいから成熟すると考えられております。産卵場というのは、房総から相模湾、伊豆諸島、四国、九州、小笠原というふうに、漁場全体で産卵が行われております。

それから、操業時にサメですとかイルカなんかによる食害が特に伊豆諸島で報告されております。

漁業の特徴です。主に漁場では釣り漁業（底立はえ縄、樽流し、一本釣り等）で漁獲されております。これらを漁獲しているのは主に静岡県、千葉県、神奈川県、高知県、東京都の先ほど御紹介しました1都4県でございます。これらの都県では、それぞれ独自に、

資源保護のための禁漁期の設定ですとか操業規約なんかが設定されております。そのほか、小笠原公海、南西諸島周辺、東北沖、それから天皇海山周辺でも本種は漁獲されております。近年の漁獲の動向ですが、2005年～2007年までは7200t程度で安定しております。キンメダイは、全国をとり集めた漁獲統計はございませんので、1都4県がそれぞれ独自に自県の漁獲量を調べたもので、それらを合わせた1都4県の漁獲量でございます。7200t程度、2008年は6769tということで、少し減ってはいるんですけども、それほど大きな増減はしておりません。2008年の天皇海山周辺におけます漁獲量というのは、1495t。それから、底刺し網で261tということで、これは2007年、2008年と減少しております。

資源評価なんですけど、これは1都4県の漁獲量とそれぞれの県、各漁法のC P U Eの経年変化、それから漁獲物の体長組成の経年変化を見ております。漁獲量は各県ともまあまあ横ばいで来ております。それから、C P U Eも大きな増減というのはありません。ただし、体長組成なんですけれども、千葉県、神奈川県、それから静岡県、高知県ではいつも同じような体長組成なんですけど、東京都におきましては、2002年以降、小型魚の加入がないということで、残っている漁獲物は毎年毎年大きくなっているような状況です。したがって、もし今後も小型魚の加入がなければ、ひょっとしたら伊豆諸島、東京都におきましては資源状況が悪化するのではないかという懸念もございます。ただし、近年の漁獲量ですとかC P U E、東京都以外の体長組成はそれほど悪くないということで、資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断しております。

資源管理方策ですが、先ほども言いましたように、各都県におきまして資源保護策を含む資源管理方策が実施されておりますので、これらを尊重して協力、連携するのがよろしいのではないかと考えております。それから、少しずつではありますけど、この1都4県の調査によりまして、生態的な特徴なんかも解明されております。これらを資源管理につなげることも必要だと思います。

それから、天皇海山域については、分子生物学的に我が国周辺と関係あるかどうかというのを調査しておるんですが、今のところ、明らかに違うといったデータは出てきておりません。ただし、だからといって同じであるとも言いきれませんが、今後とも少しずつではありますけど、こういった資源状態も含めてモニタリングしていく必要があると思います。以上でございます。

○石原部会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。どうでしょうか。

どうぞ。

○宮川委員 うちの方ではキンメの標識放流を大体24年間ずっとやっていて、いろんな移動も見たんです。その後、千葉県が10年程度続いてやってくれていますけれども、今まで一番古いやつで、メラレ、メラデと言いますが、千葉県沖で放流したやつが17年たって青ヶ島で揚がった。それで、最近ではやっぱり千葉沖で逃がしたやつが3年後に西表の西で揚がっているという移動性が激しい魚というのかな、その中で、我々1都3県で資源管理をしながら釣り数、それからいろいろと時間とか決めてやっている中、つい最近、23日かな、四国から150g程度のキンメ、大きいやつで450gが100tばかり揚がったという話を聞いて、それもうちの方の漁協、都は東京漁連の方からも連絡がありましたが、我々が釣れない範囲の小さい魚を網でとったらしくて、そういうことをやっている、資源管理やっている意味がねえのかなと我々感じてきちゃってね。だから、水産庁の資源管理の中で網でキンメをとっていいのかよと、もやもやと頭の中に来たものでどういう考えがあるか、ちょっと聞いてみたいなと思って。

○石原部会長 今、宮川委員からキンメについて、網で漁獲をしているという。これ自体は言うことでも何でもないのでしょうけれども、このあたり、漁業調整の世界なのかもしれないんですが、今の御指摘について、何か水産庁の方、御答弁ございますか。

○坂本管理課課長補佐 申しわけございません。その情報を水産庁の方ではまだ入手しておりませんで、また詳しく聞かせていただければ、事実関係を調べてみたいと思います。おっしゃるとおり、こういった資源回復計画の取組をやっている中で、それ以外の方が大量に漁獲というのはやっぱりよろしくないんだと思います。すぐに、この取組に参加してくれと申しましてもなかなか御理解いただけないかもしれませんが、そういうところは粘り強く働きかけをさせていただくのかなと思います。

○宮川委員 それに関して、船名もわかっていますので、それでよく調べると、1都4県の中に入っている県の船みたいで、これはうまくねえんじゃねえのかなと感じたもので。

○石原部会長 私は素人でよくわからないんですが、これは漁法的に網でとってはいけないということはないんでしょう。だから要するに、これはまさに、今まで利用する全体が100としたときに、多くのパーセンテージを占める釣り、その漁法の中で一部網の漁獲が、漁法上は一部とはいえ相当の量があるということなんだろうから、ここはいわば漁業調整に属する世界ではないのかなと思いますけれども、関係者は漏れなく集まって、十分に議論をいただくというテーブルをこれから考えていただくことも必要なのではないかと思

います。ほかに。

○宮川委員 もう一点。今の報告の中では横ばいという話がありましたが、実際にはこのところ、御蔵から三宅、神津周辺の、我々が年中やっている漁場の魚は結構減ってきています。実際に、東京都さんで昔釣り船をやっていたところが、今は釣り船が事故で、それからお客が来なくなっちゃって、釣り船をやっていた船が専業でキンメを結構やり出して、隻数が結構多くて、大体7、8年の間に10倍ぐらいのキンメを水揚げしている。逆に、神奈川の場合は6分の1ぐらいにしちゃったもので、プラスマイナスいうと、それでも余計にとっているのかなという感じになりますので、全般的に上がっている関数を見ると横ばいというような感じでしょうが、現実、自分が操業して見ていると、結構減ったなという感じがしますので、部分的にまた調査をお願いします。

○阪地研究室長 キンメダイは全国的な統計がございませんもので、ここに載せてあります漁獲量というのは、1都4県の水産試験場の方々が、一生懸命漁協に足を運んで調査された数字でございます。ですから、漁業者の皆様の御協力があってこそ詳しいデータが明らかにできると思いますので、ぜひとも漁獲量調査には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○石原部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

今キンメの話が出たんですが、ほかのトラフグ、シャコ等ございますが、そっちの方の魚種も含めまして、御意見ございましたら。よろしいでしょうか。

### (3) 資源回復計画について

#### ①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

○石原部会長 それでは、ないようですので、次の議題の「(3) 資源回復計画」につきまして、本日の部会におきまして部会に設置されました海域において完結する資源回復計画、それと資源回復計画に関連する事項として、本部会の後に開催される本委員会にお諮りする予定の資源回復計画に係ります広域漁業調整委員会指示の案につきまして説明を受け、審議をいただくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取組状況についてでございます。この計画につきましては、平成14年8月13日に公表されまして、平成19年3月に開催されました本部会において、計画期間を平成23年まで延長することが了

承されたものでございます。取組の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の概要及び取組状況」です。

まず1. の回復計画の概要ですけれども、これは伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の重要な対象種でありますトラフグ、マアナゴ、シャコの3魚種についての資源回復を図る、具体的な目標としましては、漁獲量の25%程度の増加を図ることを目標としまして、関係漁業者が小型魚の水揚げ制限等の漁獲努力量の削減、トラフグの種苗放流等の取組を行うという内容となっております。

それから、平成19年度から湾外の取組としまして、ふぐはえ縄漁業等でのトラフグ保護の取組なども開始しているというところがございます。

「2. 資源回復計画に基づく21年度の取組状況」でございますけれども、まず「漁獲努力量の削減措置」、小型魚の水揚げ制限につきましては、トラフグ、マアナゴで全長25cm以下について再放流を行うというふうになっております。

ここにありますように「マアナゴの稚魚（ノレソレ）目的操業の禁止」これは機船船びき網漁業の方で、目的操業を禁止するというのをやっております。

「漁具の改良」ということで、これは小底とアナゴかごについて、目合いの拡大の取組ということで、関係の愛知県、三重県さんの水産試験場において実証試験を実施しまして、平成21年ごろから一部導入を開始しているという状況です。

1つ飛びまして、「休漁期間の設定」については、「統一週休日の設定について検討中」とありますが、各地域ごとに既に定着した休漁日があったり、あと市場の休日に合わせて休漁を行っているところもございまして、一定程度の休漁というのは確実に行われているというところがございます。

「資源の積極的培養措置」について、トラフグの種苗放流なんですけど、平成21年度では74万9000尾。これは愛知県、三重県だけでなく静岡県も含む数字なんですけど、それだけのものが放流されております。

それから、平成18年度から、これは国の事業を活用してなんですけれども、その関係の3県で海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に向けた取組というのも行っております。

また、「その他」としましては、先ほども言いましたが、湾外においてふぐはえ縄漁業によるトラフグの漁獲なども多いので、それについて操業禁止期間の設定ですとか、採捕の制限等、それから湾内と同じように、湾外でやっている小型機船底びき網漁業について

も全長25cm以下のトラフグの再放流をやっているというところでございます。

次のページに行っていただきまして、それぞれ漁獲量の表、それから3ページにはグラフを載せておりますけれども、グラフの方を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、トラフグ、マアナゴ、シャコ、最近まで漁獲量はちょっと減少傾向にありましたけれども、歯どめがかかって若干増加の傾向かなという感じで推移しております。

回復目標について、この表の方で平成13年度を基準値としまして、25%増ということで目標を設定しているのですが、先ほどの資源評価の中の御説明でもありましたとおり、操業隻数が結構減っているという状況もございまして、それから山川委員の御指摘にもありましたとおり、漁獲量というのはやっぱり出漁隻数だとか日数だとかといったものに非常に影響されて、必ずしもそれだけで判断もできないということだと思いますので、これについては、先ほども資源評価の中で、トラフグについては小型魚再放流の効果が認められつつある、それから、マアナゴについてもCPUで見ると増加の傾向にあるといった報告もございましたので、漁獲量だけを基準に目標を達成しているとか達成していないとかいうことを判断するのではなくて、来年度からポスト資源回復計画移行調査事業という調査事業があるんですけれども、その調査事業で取組の内容に合った、的確な指標で取組の効果、内容を判断できるような調査を行っていきたくと考えております。そういった調査の結果に基づいて、今後は取組の継続ですとか改善というものに結びつけていきたくと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○石原部会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして御意見、御質問ございましたら、委員の皆様方。

高成田さん、どうぞ。

○高成田委員 マアナゴのことで、ノレソレの目的操業の禁止というのは非常にいい手だてだと思うのですが、この地域でやる意味というのは全体でどういう意味があるのか。つまり、マアナゴは回遊が非常に広いわけですが、全国的にはこのノレソレの目的操業の禁止というのはどんな状況になっているのか。あるいは、この地域だけであるのならば、この地域でやるのが全体の資源状況にどのぐらいの影響があるのかということをお教えいただきたいのですが。

○坂本管理課課長補佐 資源状況にどれぐらい影響があるかというのは、済みません、私もわかりかねるんですけれども、ここの湾内はイカナゴの船びき網漁業というのをやっておりますので、その船びき網漁業におけるノレソレの目的操業の禁止という取組として

やっていると理解しているんですが、堀井室長の方で何か補足いただけることがございましたら。

○堀井中央水産研究所浅海増殖部資源増殖研究室長 ノレソレの漁獲につきましては、例えば相模湾のシラス船びき網があるんですけども、その中ではノレソレがとれるような時期は漁獲しないとかいったようなことが、実際既に行われております。

ノレソレの漁獲自体が影響が大きいという、先ほど申し上げたとおり、日本のはるか南で生まれてやってくるわけですが、やってきたやつをどうとっていくかというのがやはり資源管理で、やってきたばかりのやつを大量にとってしまうと残っていかないじゃないかというところが、ノレソレの影響が非常に大きいというところでございます。

ただ、ノレソレにつきましては既に食文化の一端でもありますので、漁獲がふえればいいというものではなくて、食文化も尊重しつつ資源を有効利用することが大切かと思っています。

三重県につきましては、先ほどお話がありましたように、イカナゴと同時に漁獲されているという状況がありますので、例えばイカナゴがとれないときに、じゃ、ノレソレをとろうという形で、ほかの資源の影響を受けた形で乱獲してしまうということがあってはならないということが、専獲を禁止した方がよろしいのではないかという御提案に結びついていると考えております。

○高成田委員 例えば四国とかでは、ノレソレの目的操業というのはやっていないんですか。

○堀井中央水産研究所浅海増殖部資源増殖研究室長 先ほど申し上げましたように、ノレソレそのものが食文化の一端を担っている部分もありますので、そういうところでは、時期によっては専獲されているということになるかと思えますけれども、今回ここで問題になっておりますのは、専門にノレソレをあえてねらってとると。それについては、恐らく漁業者さんは魚探に映った反応とかでノレソレかどうかというのはわかって操業できる場合が多いと思いますので、そういう意味ではノレソレだということをわかった上で、イカナゴの補償として、専門的にとるということを避けた方がよろしいということではないかと思えます。

○石原部会長 事務局、どうぞ。

○木島室長 今の御質問なんですが、マアナゴそのもの、つまり日本全国のマアナゴの資源を回復することは難しいんだと思っております。ただし、南の方からせっかく来たノレ



ソレを、ほかには行かないわけですから、せっかく来たものをここで大きくしてとろうということで、ノレソレについての採捕の自粛をしていこうということだと思っています。

確かに、例えば高知ですとかいろんなところでノレソレをとっているんですが、それはその場所でノレソレをとるのがいいのか、それともアナゴでとるのがいいのか、そういう問題ではないかと思います。

○石原部会長 どうでしょう。よろしゅうございますか。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

## ②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

○石原部会長 それでは、次の議題であります、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」の取組状況について、これは資料3になりますか。事務局、よろしく。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画の概要と取組状況でございます。先ほどから何度も資源評価の中とかでも説明がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、この伊勢湾・三河湾というのはイカナゴの主要漁場の一つということでして、愛知県、三重県では主に船びき網漁業によって漁獲されている。しかし、一方で年間の漁獲量の変動は極めて大きい。そういった中で、これまで自主的な資源管理の措置が行われてきた経験も踏まえまして、漁獲の水準を高位で安定させるという取組を行って、漁家経営の安定を図るというのが目的で、この計画はやっております。

対象漁業としましては、愛知県及び三重県のいわし・いかなご船びき網漁業、いかなご船びき網漁業、それからばち網漁業等でございます。回復計画の目標というのは産卵親魚尾数の確保により初期資源尾数を高位で安定させるということでございます。

先ほども御説明ありましたとおり、この回復計画の核になる取組というのは、終漁時残存資源尾数を確保するというもので、当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回らないように漁を終漁するというものでございます。その他、優良な親魚が分布している海域などを保護区として設定するといったこともやっております。

平成21年度漁期の状況ですが、先ほども御説明があったんですけども、去年は3月8日に解禁しまして、3月25日まで愛知県、三重県ともわずか各4日間という操業日で1590tの漁獲で終漁したと、しかしながら、残存資源尾数としては確実に21億尾を確保したと

いうことをございます。

この後、委員会指示の御説明もいたしますが、委員会指示に基づきます操業制限については、事前に20億尾を上回る残存資源を確保して終漁しているの、委員会指示に基づく制限というのは行っておりません。

次のページに行ってくださいまして、平成22年度につきましても、引き続き愛知県・三重県の水産関係試験研究機関からの情報をもとに、関連漁業者が協議して柔軟な運用を図るというこれまでのやり方で、これまでと同様の取組を行っていくということをございます。

委員会指示について、これは後ほど本委員会の方で御審議いただいて決定していただくということになるんですが、その内容について御了承いただきたいと思、御説明いたします。委員会指示の内容というのは、ここの①、②、③ということを書いてございますけれども、終漁時残存資源尾数を確保するという、そのイカナゴの残存尾数が20億尾を下回るという日を委員会の会長が定めまして、②委員会会長がその日を定めた場合には、遅滞なく当該日から11月30日までの間はイカナゴの採捕を目的とした操業を禁止するという、関係漁業者に通知する。

それから③で、関係漁業者はその通知に基づいて、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止された期間中は、操業を行わないといった内容をございます。

次のページの縦書きのものがその内容でして、今御説明した部分が「2 操業期間の制限」という部分に書き込まれております。これは、平成21年度も出していたものを平成22年度も引き続き出ささせていただくというものでございます。昨年からの内容の変更というのは特にございませ。説明は以上です。

○石原部会長 どうもありがとうございました。事務局から、委員会指示の資料3-2についてもあわせて御説明いただきました。このイカナゴ漁につきましても、今年の3月3日解禁ということで、資源回復計画に係ります取り決めが行われているところをございます。これにあわせて、同計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示の案の説明もあつたわけでありませけれども、これも含めまして御質問、御意見等ございましたら委員の発言を求めませ。黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 イカナゴについてございます。今年イカナゴは伊勢湾は物すごい豊漁でございませ、さっきちょっとノレソレの話もあつたが、今や伊勢湾の方もノレソレが混ざるとれるようになってきませ。今年イカナゴの20億匹を限定にと、

ことは恐らくとつてもとつても20億、もっとようけ残ると違うかなと、私の考えやけども。試験場は今年は、400億ぐらいおると違うかなという想定でしたが、恐らく試験場はまだ数字をようはじけんと違うかな。というのは一番子から三番子ぐらいまで、大きいのは6 cm、小さいのは2 cmと、ずっと何遍か産卵したということで、なかなかつかめないと違うかなということで、今度は逆に親をようけ残すと、共食いされてとれないということもありましたもので、早いところということに。そうかといって、コウナゴというのは水温が16℃になると、みんな砂の中に潜りますやん。とろうと思ってもとれへんわけな。この資源管理というのはそこがなかなか難しい、水産庁はどう思うておりますのかというのが一つ。

○坂本管理課課長補佐 この計画につきましては、この計画を始める前から愛知県、三重県さんの両試験場の取組と、それから漁業者さんの取組は比較的確立したものでございまして、本当にその御尽力には大変敬意を表するところで、余り水産庁としてこういうふうにやってくださいというお話ができるという計画でもないのかなと思っております。

ただ、こういった計画に取り組んでいただいて、先ほどの資源評価に関連した試験場におけるいろいろな調査に国からの予算が使えるということもございまして、そういうのを有効活用していきながら、これからも頑張りたいなと思っております。済みません。

○黒田委員 今まで聞いていますと、とり過ぎやとり過ぎやという話ばかりですけども、コウナゴについては、100億残つとるので、あともう60億ぐらいとれと言われても、砂の中に潜ったらとれへんもんな、これ。早いところ、そういう数字を出してもらわんと困ると漁業者としては思っております。そういうことでございます。

○石原部会長 どうもありがとうございました。黒田さんは三重県でイカナゴ漁を営んでいるということで、直接漁業に携わっている委員の方から、資源的には相当いいし、漁獲も大量でよかったと。最近大変珍しいといいますか、喜ばしい話だったので、我々も本当にいいなと思った次第ではありますが、安定的に漁獲が継続できるような措置をお互いに考えていきたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画に係る太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示第7号の案につきまして、資料3-2をごらんいただいているわけでありまして、けれども、これを了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○石原部会長 ありがとうございます。それでは、この部会の後に開催されます第13回太平洋広域漁業調整委員会にお諮りすることにいたしたいと思います。

### ③太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

○石原部会長 それでは、次にキンメの方に移りたいと思いますが、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」の取組状況につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。この計画につきましては、平成19年の3月に開催されました本部会で了承をいただいた計画でありまして、この計画に関連いたします委員会指示につきましては、太平洋広域漁業調整委員会において毎年決定されているものでございます。

この委員会指示につきましても、継続する手続を行うということで、次年度漁期に係る太平洋広域漁業調整委員会の指示第8号の案が作成されておりますので、取組状況の報告に加えまして、その概要について事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料4-1をごらんください。「太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要及び取組状況」ということで、簡単に御説明いたします。この計画につきましても、先ほどの資源評価の説明でもございましたけれども、1都3県、千葉県、東京都、神奈川県、それから静岡県の漁業者の方々が資源管理の取組を長年やってこられておまして、それにより資源が維持できているという状況を踏まえまして、この取組を維持継続させるということで、漁獲努力量を現状の水準で管理して、漁獲量を現状レベル程度以上で維持することを計画の目的としております。

2. の取組状況につきまして、1都3県の立縄漁業及び底立縄漁業については、海域ごとに細かい小型魚の再放流ですとか、漁具、漁法の制限ですとか、休漁日、休漁期間の設定等、本当にきめ細かい措置を設定して取り組んでおられるということです。

それから、②の方に書いてありますけれども、キンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業について、太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けて操業するという事になっておまして、平成21年度には1隻が承認を受けて操業を行っております。

その操業の際には、小型魚の保護ということで全長26cm以下の水揚げ制限、それから目合いの制限なども行っております。平成22年度漁期につきましても、平成21年度と同様の

措置をとっていくことを考えております。

次のページに行ってくださいまして、委員会指示についてですけれども、この下の図を見ていただきますと、水色の部分が規制海域なんです、この規制海域におきまして、「平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない」ということで、委員会指示を出すことを考えております。

承認の対象者としましては、現在発出しております委員会指示第6号の承認を受けまして、キンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶、またはその代船を当該漁業に使用する者について承認するという方針でございます。

具体的な指示案が第8号ということで、次のページに、また縦書きでございますが、先ほど説明しました内容が書いてありますのと、それから3.以降に「承認証の交付及び備付けの義務」ですとか「承認番号の表示」、あと「漁獲成績報告書の提出」など、承認を受けた者の義務についても規定しております。

次のページが承認証の様式ということになりまして、8ページから承認に係る事務の取扱要領というものも定めておりまして、細かい事務手続はこの要領に沿ってやっていくということで、これまで取り扱っております。これにつきましても、内容としましては今年度までのものと変更はございませんので、来年度以降もこれでやりたいということで、内容の説明は省略させていただきます。

説明としましては、以上のとおりです。

○石原部会長 事務局、どうもありがとうございました。ただいま事務局から資料4-1、そして資料4-2を使って説明がございました。ただいまの説明につきまして、質問等ございましたら委員の御意見を求めます。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 底刺しの件ですが、これで見ていると、すごく上手に文章が書いてあるんですけども、実際に初めは天皇海山とミッドウェイをやっていた船が、日本の200海里、どこからはかって200海里、駒橋海山をやらせてくれということで、実際に一番最初、話が来る前に水産庁がこの船に許可制じゃないからということでやらせたみたいな格好で、それから問題が起きてこういう許可制になったといういきさつがあった。それで、この11月～3月というのは実際にミッドウェイがしけてできないから、この中を3カ月だけやらせてくれということで、1カ月は小型の保護とか、いろいろ書いてあるけれども、結

局これはドックのために休んで、また沖へ行くための準備期間である。だから、結局こういう書き方をしていると、すごく規則正しくやっているなと思うんですが、実際にそれで全部日本人が乗ってやっているんだったらまだしも、外国人を6人だか乗っけてやっている。これで日本の漁師かなというようなことを、国内でそういうことをやっていて、我々としてはあんまり賛成のできない船であります。

○石原部会長 ただいまの宮川委員の御意見に対しまして、水産庁、何か御意見ございませうか。事務局。

○長谷課長 資源回復計画にする前の調整のところからかんでいましたので、おさらいですけれども。自由漁業ということで、そういう底刺しの操業が始まって、宮川さんたちが非常に心配して調整問題になった。ただ、制度上、当時は自由漁業ということだったものですから、こういう資源回復の取組で底刺しの方にも入っていただいて、委員会承認制にして、底刺しの努力量がどんどんどんどん大きくなることのないようにするというので、一緒に取り組む枠組みをつくったということなものですから、初めて来られた委員の方も多いから、そういう経緯だということを知っていただきたいなと思いますし、あとこうやってせっかく承認制にしてルールもはっきりさせて漁獲量の報告だとかも課しているの、そういう情報も出していくといいのかなと。今回資料に入っていないけれども、こういうふうに操業しているんだということが見えるようにすると、宮川さんたちの心配も消えるんじゃないかなと思いますので、そこをまた事務局、よろしくお願いします。

○坂本管理課課長補佐 済みません、今回の資料には入れておりませんでした。この委員会の承認海域での操業実績、漁獲量の方は平成19年度が36t、それから平成20年度が51t、平成21年度は17tで、操業の時期としましては12月～1月ごろで、丸々2カ月やっているわけではないんですけれども、それぐらいの期間でやっているという漁獲状況になっております。

○宮川委員 実際に我々、同じ漁業でやってくれるんだったらいいけれども、年明けても結局網を上から切っちゃって、漁場が一つつぶれているもので、そういうことをやられちゃうと、あとそこで底立縄をやる仲間がどうもできなくなっちゃうんですよ。だから、この前も1都3県のときにあったんですが、今度行ってもしそれが引かかって縄が上がらなくなった場合に、そこをちゃんと掃除してもらわなきゃやらねえということで、実際にやっている仲間が結構怒っていましたから。そういう例があるもので、よろしく申し上げます。

○坂本管理課課長補佐 この底刺しの業者さんからは、そういった網落ちの報告を今年いただきまして、それについても一応上げる努力はしたんだけどなかなかできなかったという報告はいただいています、誠実な対応はされているんだと思いますが、引き続き注意するよということ指導はしたいと思います。

○宮川委員 実際的に、そうやっていて漁場をつぶしているんだから。後使えなくしているんだからね。

○長谷課長 蛇足かもしれませんが、外国人船員の方を言われたけれども、日本の会社で底刺しに限らず、今、この労働力の人件費の関係で外国人、研修生だとかをいろいろ活用している漁業は多いので、一部乗組員が外人だからどうこうということは、制度上はこの世界では、ないと。宮川さんの気持ちとしてお聞きしておきますけれども、そういうことです。

○宮川委員 そこで一緒にやっている仲間が日本人同士で操業しているんだったらいいけれどもね。それで一つは、船位装置を辛うじてつけてやっているもので、船位装置のスイッチが入っていないときは恐らく操業していないと思っていますので、そこは水産庁が指導しているもので、そこは何か辛うじて納得しているところじゃないかと思います。

○石原部会長 なかなか難しい問題でもありますけれども、事務局並びに水産庁担当部局、こういった問題について引き続き、御苦勞であります、汗をかいていただきたいと思えます。ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係ります太平洋広域漁業調整委員会指示第8号の案につきまして、本部会として了承するということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○石原部会長 ありがとうございます。それでは、この部会の後に開催されます本委員会に本件を諮ることいたします。

#### (4) その他

○石原部会長 それでは、「その他」でありますけれども、この際、その他について委員の皆様方から何かございましたら御意見を拝聴したいと思います、いかがでございますでしょうか。

特によろしいですか。それでは、「その他」について事務局から何かございますか。

○坂本管理課課長補佐 これは本部会で審議する事項ではございませんので、参考情報として資料5を入れておりますけれども、この南部会の海区にあります地先の資源回復計画、県単の資源回復計画についてごくごく簡単に御紹介だけさせていただきます。

この太平洋南部部会の海区の地先資源回復計画としまして、今、大分県豊後水道域クルマエビ、それから宮崎海域のカサゴ、それから神奈川県三浦半島のアワビ、それから和歌山県太平洋イサキ、大分県タチウオの5計画が魚種別計画としてございます。

それから、包括的資源回復計画では、以下にあります3県、神奈川県、千葉県、宮崎県それぞれ小型機船底びき網での計画が3計画ございます。

説明は以上です。

○石原部会長 ほかにはないですね。そうしましたら、一応これで南部会のお諮りする事項につきましては終了ということになります。事務局からは、次の部会等についての予定について説明がございましたら、説明をお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 次の部会につきましては、緊急の開催の予定がなければ例年どおり10月ごろをめどに開催したいと考えております。次回の開催日時、場所等、具体的なものについてはまた改めて事務局から委員の皆様方に連絡をとらせていただくということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○石原部会長 どうもありがとうございました。今回は10月ごろを予定しているということでございますので、委員の皆様方におかれましてはお含みをいただきたいと思っております。

それでは、本日の部会はこれにて閉会したいと思います。委員各位、そして御臨席の皆様方には議事進行への御協力、そして貴重な御意見、ありがとうございます。

最後になりますが、議事録署名人に指名させていただきました和田さん、そして金井さんについては、後日事務局から議事録が送付されますので、その節は署名につきまして、よろしくをお願いいたします。

以上、第18回の太平洋南部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会